第

4 4 1 8

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 2月 8日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

☆ 環付加算金の計算期間の見直し

Q:還付加算金の計算期間が見直されたと聞きましたが、どのようになったのですか?

A:次のようになりました。

【解説】

法人税や消費税の中間納付額等の還付金については、これまで、以下のように取り扱われてきました。

- ①確定申告で還付される場合は、その納付の 日の翌日から支払決定又は充当の日までの 間、還付加算金が付されます。
- ②更正の請求などに基づいて減額更正される場合にも、①と同様に還付加算金が付されます。

ただし、減額更正により過納金として還付を受ける場合には、「その更正の日の翌日以後1月を経過する日(その更正が更正の請求に基づくものである場合には、「その更正の請求の日の翌日以後3月を経過する日」と「その更正の日の翌日以後1月を経過する日」とのいずれか早い日)の翌日」から還付加算金が付されることとなっています。

今回の改正では、更正に基づく法人税等の中間納付額等の還付に係る還付加算金の計算期間について、「確定申告書の提出期限の翌日」から「その更正の日の翌日以後1月を経過する日」(その更正が更正の請求に基づくものである場合には、「その更正の請求の日の翌日以後3月を経過する日」と「その更正の日の翌日以後1月を経過する日」とのいずれか早い日)までの日数は、還付加算金の計算期間に含めないこととされました。







